

【法人タクシー事業者】支援事業の補助金申請に関する基本的な注意事項

○提出書類(1部)

・(様式第1号)公共交通等事業者省エネ化支援事業費補助金交付申請書兼実績報告書
提出とは別に事業者控えを1部保存しておいてください。

・領収書等(申請本数、購入したタイヤのメーカー名、ブランド名、商品名が分かるもの)
金額のみの領収書の場合は、納品書も添付してください。

領収書が無い場合は、納品書と銀行等の支払明細書を添付してください。

(納品書で商品名が確認出来ない場合、商品名が分かるパンフレットのコピーも添付してください。)

添付いただく領収書等(上記の項目)については、申請書(様式第1号)の内訳の内容と一致するよう、蛍光ペンでラインを引くなど一目で分かるようにしてください。

領収書は原則、原本の提出となります。

○申請可能な車両数について

・令和5年6月30日時点の保有車両数が対象となります。

・ただし、下記の車両は対象外となりますのでご注意願います。

1. コロナの特例により休止している車両
2. 神戸市域交通圏において特定地域下で行った全日制限(預かり減車)を継続して行っている車両
3. 福祉車両
4. 寝台車両

○補助の対象となるタイヤの種類等について

・別添の「兵庫県低燃費タイヤ、ロングライフタイヤ購入補助対象一覧」に記載されているタイヤが対象となりますが、一覧表の下部にあるように従来品よりも低燃費性・耐摩耗性を有することが、メーカー又は販売店の資料により確認出来るタイヤについても対象とするとされていますので一覧に記載されていないタイヤの場合は、メーカー又は販売店にご確認の上、申請の際は必要な資料を必ず添付してください。

・納品及び支払いが令和5年4月1日～令和5年11月30日までに完了しているものが補助の対象となりますのでご注意ください。

○申請の受付について

令和5年11月30日(木)まで(必着)

・郵送での申請も受付けておりますので、送付先住所にご注意願います。

(事業者控えに協会の受付印が必要な場合は、事業者控え並びに返信用封筒の同封をお願いいたします。)

・受付期日間際は多数の申請が予想されますので、余裕を持って申請してください。

○補助金の振り込みについて

・申請書(様式第1号)に記載された振込先口座へ振り込ませていただきますので、記入漏れや記載間違い等の無いようお願いいたします。